

民泊に関する規制改革法案

【国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

現行では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（「特区民泊」）に該当している旨の都道府県知事等の認定を受け、旅館業法の適用が除外されるための要件の一つとして、滞在期間が一定期間以上であることが求められている。

→ 宿泊日数の下限の制限をなくす必要がある。

国家戦略特別区域法における「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の要件のうち、「一定期間以上」を削除する。

現 行

施設を「一定期間以上」使用させる

※ 国家戦略特別区域法施行令により、施設を使用させる期間が3日から10日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県の条例で定める期間以上であることとされている。



改正後

「一定期間以上」を削除

※施行期日：公布の日から起算して1月を経過した日